

各位

会社名 株式会社フレンドリー
 代表者名 代表取締役社長 國吉 康信
 (コード番号:8209 東証第二部)
 問合せ先 取締役営業本部長 田之頭 悟
 (TEL 072-874-2747)

第三者割当によるB種優先株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））の 払込完了に関するお知らせ

2021年12月13日開催の当社取締役会において決議いたしました、当社の親会社である株式会社ジョイフル（以下「ジョイフル」といいます。）を引受先とする、B種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）について、本日、払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本第三者割当に関する詳細につきましては、2021年12月13日公表の「第三者割当によるB種優先株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び定款の一部変更並びに資本金、資本準備金の額の減少等に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本第三者割当について

(1) 本優先株式の概要

(1)	払込期日	2022年2月18日
(2)	発行新株式数	B種優先株式1株
(3)	発行価額	B種優先株式1株につき1,600,000,000円
(4)	発行価額の総額	1,600,000,000円
(5)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ジョイフルに発行新株式の全てを割り当てました。
(6)	出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、ジョイフルが当社に対して有する長期貸付金債権のうち、元金1,600,000,000円に相当する債権であり、その内訳及び各債権に関する詳細は以下のとおりです。 債権の表示：2019年2月28日付金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金債権 元金：1,500,000,000円（当初元金総額1,500,000,000円） 担保の有無：無担保・無保証 利息：年利0.42% 返済方法：借入時より3年間は利払いのみとし、4年目以降、期間5年間で元金均等返済（最終返済期日は2027年2月28日）

		<p>債権の表示：2019年9月26日付金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金債権</p> <p>元 金：元金残高744,000,000円のうち100,000,000円（当初元金総額930,000,000円）</p> <p>担保の有無：無担保・無保証</p> <p>利 息：年利0.417%</p> <p>返済方法：期間10年間で元金均等返済（最終返済期日は2029年9月30日）</p> <p>現物出資の目的とする債権の価額は、各債権の額面金額と同額となります。</p> <p>※ 検査役による調査について</p> <p>現物出資の目的とする財産については、会社法上、原則として検査役による調査が義務付けられておりますが、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権であって、募集事項として定められた当該金銭債権の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、当該金銭債権についての現物出資財産の価額については検査役による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、当社は、ジョイフルとの間で、現物出資の対象となる貸付金債権（元金16億円に相当する部分の債権）の弁済期を、いずれも払込期日（2022年2月18日）において本第三者割当を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役による調査は不要となります。</p>
(7)	そ の 他	<p>本優先株式の詳細は、2021年12月13日公表の「第三者割当によるB種優先株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び定款の一部変更並びに資本金、資本準備金の額の減少等に関するお知らせ」の別紙I「B種優先株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>本優先株式の優先配当率は年2.0%に設定されており、本優先株式の株主は普通株式の株主及びA種優先株式の株主に優先して配当を受け取ることができます。なお、ある事業年度において本優先株式の株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。また、本優先株式の株主は、当該優先配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。</p> <p>当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部を取得することができます。本優先株式の取得価額は、1株当たりの発行価額に、取得日までの累積未払配当金の額及び日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。</p>

	<p>本優先株式の内容として、本優先株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えに本優先株式の全部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価として本優先株式を取得するものとされております。本優先株式の取得価額は、1株当たりの発行価額に、取得日までの累積未払配当金の額及び日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。</p> <p>但し、本優先株式の割当予定先であるジョイフルは、本優先株式の払込期日以降 15 年間、本優先株式に係る取得請求権を行使できません。</p> <p>本優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項はいずれも付されておられません。</p> <p>本優先株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付与されておられません。</p> <p>本優先株式の譲渡による取得には、当社の取締役会の承認が必要とされております。</p>
--	---

(2) 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済 普通株式総数	発行済 A種優先株式総数	発行済 B種優先株式総数	資本金の額
発行前	2,855,699 株	1 株	0 株	100,000,000 円
発行後	2,855,699 株	1 株	1 株	900,000,000 円

(注) 当社は、2022年3月1日を効力発生日として、上記の本第三者割当後の資本金の額900,000,000円のうち850,000,000円減少させ、減少後の資本金の額を50,000,000円とする予定です。なお、2021年12月13日公表の「第三者割当によるB種優先株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び定款の一部変更並びに資本金、資本準備金の額の減少等に関するお知らせ」では、資本金等の額の減少等の効力発生日を2022年2月18日予定としておりましたが、法定の手続を履践するために十分に余裕をもった期間を取ることにしたため、2022年1月28日の取締役会決議をもって、上記のとおり、2022年3月1日に変更しております。

2. 今後の見通し

本第三者割当により、債務超過の解消、当社の負債の圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善等を見込んでおります。なお、新型コロナウイルス感染症の再拡大等により、将来の業績に変更が生じる場合には、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で速やかに開示いたします。

以 上